

☞ 税効果会計ってなあに?

Q: 税効果会計の適用が強制されることになったと聞いたのですが、本当でしょうか。

また、税効果会計とは、どのようなものですか。

A: 平成11年4月1日以後開始する事業年度から、公開会社の個別・連結財務諸表に税効果会計が強制適用となります。

【解説】

税効果会計とは、会計上の収益・費用と税務上の益金・損金の認識時点の違いや、両者の資産・負債の額に相違がある場合に、税金の金額を適切に期間配分することにより、法人税等控除前当期純利益の金額と法人税等の金額とを合理的に対応させることを目的とする会計処理です。

法人税額は課税所得から算出されます。したがって、税引前当期純利益からその法人税額を控除しても、会計上意味のある税引後当期純利益を算出することはできません。

そこで、税引前当期純利益と課税所得の差異に係る税金を期間配分する必要が生じます。これが税効果会計です。

税効果会計には、次のようなメリットがあります。

- (1) 当期純利益が税務上の益金・損金の認識時点に左右されない
- (2) 損益計算書における税金費用が追徴税額に影響されない
- (3) 会社間の比較可能性を高める

